

新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因する 第三者損害の補償に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と受注者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇第〇〇〇〇号 新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に起因して発生した第三者損害の補償事務に関し、【土木工事標準仕様書】第5章5.1.3の規定に基づき「損害補償の処理計画書兼実施報告書」が提出されたので、次のとおり協定を取り交わす。

（目的）

第1条 この協定は、第三者損害の補償事務に関する基本的事項を定め、相互の関係事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1） 第三者損害 下水道工事に起因して第三者の建物、工作物等に及ぼした損害をいう。
- （2） 補償事務 第三者損害の調査及び認定、補償金及び事後調査費用等の査定、和解折衝等をいう。
- （3） 補償金 下水道工事に係る第三者への補償金をいう。

（協定の適用範囲）

第3条 この協定の適用範囲は、別紙「事前調査箇所案内図」のとおりとする。

（補償事務の流れ）

- 第4条 乙は、甲の「損害補償実務の手引」に基づき事後調査を行う。事後調査は令和〇年〇月に甲と乙が協議の上、地盤安定の確認を行い、遅滞なく開始すること。
- 2 乙は事後調査終了後、事後調査報告書及び損害調査報告書（損害がない場合、損害調査報告書は不要。以下同じ。）（以下「事後調査報告書等」という。）を速やかに提出する。
 - 3 事後調査終了後、乙の作成した事後調査報告書等により、甲が損害の認定、補償金及び事後調査費用等を算出する。
 - 4 算出された補償金に基づき、乙が和解折衝を行う。

（補償費用及び負担割合）

第5条 補償金、事後調査費用等及び負担割合については、別途協議する。

（連絡員の指定）

第6条 甲、乙は、補償事務を円滑に処理するために各々連絡員を定め、誠意を持って相互に協力しあうものとする。

(資料の作成及び提出)

第7条 乙は、「損害補償実務の手引」及び別途配布する「補償に関する提出書類の整理方法」に基づき事後調査報告書等を作成するものとする。なお、令和8年4月に改正のあった「損害補償実務の手引」に定める改正後の事後調査報告書等の様式は、令和8年10月1日から契約を締結する工事等から適用し、令和8年9月30日までに契約を締結する工事等にあつては、令和6年4月改正に定める様式により作成及び提出することができるものとする。

2 事後調査報告書等の提出は、紙媒体での納品とする。事後調査報告書等の電子ファイル及び写真データについては、精査又は予備精査完了後、別途納品するものとする。

(個人情報等の取扱について)

第8条 乙は、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、業務上取得、作成した文書等の情報管理を徹底しなければならない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の条項の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都公営企業管理者

下水道局長 ☐ ☐ ☐ ☐ 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

代表者 ☐ ☐ ☐ ☐ 印

(注) 1 甲乙の名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

2 協定書第4条第1項の地盤の安定確認時期は、「損害補償の処理計画書兼実施報告書」の地盤安定の確認欄の記載を転記する。

3 協定書第7条の「補償に関する提出書類の整理方法」は、建設部掲示板から印刷したものを必ず協定書に添えて受注者に渡すこと。

(A4タテ)